

「入間市印鑑条例及び入間市手数料の特例に関する条例の一部を改正する条例」改正要旨

1 概要

令和3年5月に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の一部改正により「電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証に関する法律」の一部が改正されたことに伴い、「入間市印鑑条例」及び「入間市手数料の特例に関する条例」の一部を改正するものです。

現在、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機（いわゆるキオスク端末）を使用して印鑑証明書を取得する場合、個人番号カードに搭載されている「利用者証明用電子証明書」により個人の認証を行っています。

この「利用者証明用電子証明書」が新たにスマートフォン等の移動端末設備にも搭載されることになったため、新たに「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」を創設し、現在の「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改めるものです。

2 条例改正の内容

- (1) 法第22条第1項に規定する「利用者用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改めるもの。
- (2) 新たに法第16条の2第1項に規定する「移動端末設備」であって、有効期限内かつ、同法第35条の2第1項に規定する「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」を加えるもの。

3 施行日

令和5年4月1日又はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日。